

【ワークショップ③】

子どもの報告を支援するにはどうするか

コーディネーター 増井 敦

警察庁警察安全局少年課長

本ワークショップは、第1部の仲講演「子供の報告を支援する－司法面接と非開示の子へのサポート－」を受け、それをさらに深める形で、実務者の方々が日々の実務の中で実際に経験している課題を共有し意見交換を行うことによって、より良い実践につなげる機会とすることを目的とした。実際に、警察、検察、児童相談所から40名近い実務者の参加を得て、密度の濃いディスカッションを行われた。

ワークショップでは、最初に、安永智美氏（福岡県警察北九州少年サポートセンター少年育成指導官）と田中晶子氏（四天王寺大学人文社会学部准教授・認知心理学）から、それぞれ話題提供を行なった後、参加者から様々なケースを共有し、ディスカッションを行った。

安永氏は、子どもが話すことができない事例とその背景、子どもが話せるようになるための支援内容、報告支援を実現するために必要なことについて、実務者としての経験に基づき、以下の内容の話題提供を行った。

①子どもが話すことができない事例とその背景

性暴力被害児から被害開示が行われたが、その後、撤回、否認に転じた2ケースにおいて、心理的ブロックを取り除く支援を行なったことで、最終的に被害児からの報告を得ることができた。これらのケースにおいて子どもが否認した理由には、加害者をかばう気持ちや自分がこれからどうなるかという不安、また、加害者による報復への恐怖があった。

被害児との関わりから気づいたことは、子どもは「話さない」のではなく「話せない」のだと捉えることの重要性である。そうすれば、話すように説得するよりも、なぜ話せないのか背景を考え、話せない理由・ブロックをどのように取り除けるかを考えることができるからである。

②子どもが話せるようになる支援内容

まず、「ラポール」、子どもとの信頼関係を築く事が必要である。そのために重要なのは、子どもの話を真剣に聞くことである。そして、話せない理由となっているブロックを一つ一つ丁寧に解消していく。記憶の汚染・誘導には注意しつつ、話せるように勇気づけを与えることは不可欠である。勇気づけにおいて特に効果的なのは、子どもが根底に抱いている「元の優しい親に戻ってほしい」という願いに応えるために必要なこととして理解してもらうことだと感じている。さらに、絶対条件として必要なのは、子どもの安全確保である。心身の安全が確保できない限り、子どもは真実を話すことはできない。最後に、多機関連携が不可欠である。

③報告支援を実現するために必要なこと

被害開示を受けるためには相応の知識・スキルが必要であるから、まず、自分の組織内で人材を育成し、環境を整えることが重要である。福岡県では、子どもの話を聞くプロとして少年補導職員を位置付け、少年補導職員の専門的なスキルアップのための研修制度が予算を確保して整備されている。また、サポートセンターは、教育委員会・福祉部門と同じ施設に入っており、人材交流も図られていて、サポートセンターの強みを発揮する環境が整備されている。また、部外への発信として、教育・福祉部門の研修会において、話すことの有益な面について、当事者の声を伝えることを心がけている。

次に、田中氏からの話題提供では、司法面接と子どもの心身のケアやサポートをどのように両立させていくかに関する研究をふまえ、子どもの報告支援のさらなる連携に向けた課題が共有されたうえで、子どもが進む一連のプロセスの中に司法面接を位置づけること、また、背景への理解を持って司法面接のプロトコルを実施することの大切さが強調された。

①子どもの報告支援のさらなる連携に向けた課題

・面接の動機づけについて

前日に面接実施を説明し同意を得る、あるいは一度開示があったにもかかわらず、当日話さないなど、捜査機関へ話す動機づけの難しさを課題とする声を多く寄せられている

・面接実施のタイミングについて

できるだけ早く司法面接を実施する努力が進められる一方で、子どもが話す準備が整っていないのではないか、もう少しあとのタイミングのほうがよく話を聞けたのではないかというケースが見受けられる。逆に、日程調整に非常に時間がかかるてしまうケースにおいて、その間の子どもへの心理面接はストップしサポートが限定的になってしまう悩ましい状況もある。

・面接の回数について

1回では難しいことがあり、何回聴取を行うか見通しが立てられず、子どもに説明もできないためもどかしいとの声がある。

・面接後の子どものサポートについて

司法面接で話さなかった子どもには、その後の支援を一切受け入れてもらえないようなケースがある。非開示の子どもが話せなかつたことで傷ついてしまうこともあり、司法面接後のサポートをどのように行うかも課題である。

②子どもが進む一連のプロセスの中に司法面接を位置づけることの重要性

子どもの安心・安全感を保ちながら司法面接へつなげる→連携を取りながら司法面接を実施する→司法面接直後のアフターフォロー→長期的なケア・治療・サポートの一連の流れの中の1点として、司法面接を位置づけることが重要である。

そこで、面接への動機づけが低い（話さない）子どもへの対応など難しいケースに焦点を合わせ、また、一連の流れの中で司法面接を位置付け司法面接前後における連携のあり方について情報交換や重要性の認識を共有できる研修（ケアと司法面接の連携検討会）を行っている。そこでの意見交換では、事前協議の重要性、子どもへのダメージを考慮しどこまで聴くかを事前に共有することの大切さが明らかとなった。また、面接直後のケア・サポートに関することを含め事後協議も非常に重要である。

③プロトコルの背景への理解をもって司法面接を実施することの大切さ

司法面接のプロトコルは浸透しつつある。プロトコルは細かく文言が決まっているため、それに従う安心感はあるが、それぞれのプロトコルがなぜあのようなプロトコルになっているかという目的を理解して使うより良い面接になる。

例えば、「できるだけ早く」は、記憶研究の観点に基づいているため、記憶の問題と子どもの動機づけの問題のバランスを事前協議でよく話し合って最善のタイミングを決めることができる。グランドルールのクイズは、年少児等への理解の確認、また、緊張が高い子どものアイスブレイキングを目的として置かれているから、その必要性を考えて使うことができる。また、エピソード記憶の練習は、前のことを思い出して話す練習であるという目的を意識するとよい。

引き続き行われた、参加者によるケース共有とディスカッションの詳細は公表になじまないため、以下では、そこで話し合われた主な論点と今後の課題について簡潔に紹介することとする。

1つの論点は、司法面接のタイミングであった。できるだけ早く面接を行うためにどのような工夫ができるか。面接までに時間がかかってしまった場合、記憶の汚染を防ぐために何に注意すべきか。逆に、面接がかなり早く行われた場合に、

子どもへどのようなサポートが行えるかが話し合われた。

次いで、どのように聞けば子どもに話してもらえるかが論点となった。特にむずかしい問題である時期の特定に関しては、イベントの前か後かという聞き方や、エピソードを聞いてその裏取りから時期を確定するという効果的な方法が紹介された。また、面接可能な年齢、面接場所、聞き手をどのように適切に選定することができるかが話し合われた。

本ワークショップのテーマそのものに関連する重要な問題提起もなされた。すなわち、子どもに話してもらうほうがよいとはいって、話すか話さないかを決める子どもの意思、話さない権利を尊重しつつ、何ができるかを考える必要があるのではないか。加えて、記憶の問題で話せない可能性もある。「話したくないときは話さなくて良いですよ」とプロトコルに入れるべきか否かは今後の検討課題である。また、司法面接の導入前は、子どもに付き添いながら従来の取り調べを経て立件してきたし、今もそれは行われているのであって、司法面接によって立件すべきものができなくなっているのではないかという問題も提起された。この点も、重要な指摘として今後検討すべき課題である。

最後に、主な質疑応答の内容を Q & A の形で紹介する。

Q.1 何回まで聴取してよいか？

A. 2回までは検討できる。新しい情報も出るが誤りも出る。同じことは聽かない。2回目をどう動機づけるかも重要である。

Q.2 ブロックの解除、動機づけをどのタイミングでするのがよいか？

A. 司法面接の中で行うのは限界がある。事前のほうが時間の余裕があるし、これまで関係を持っている人が関われる良さがある。

Q.3 ドール・人体図を使うのは良くないか？

A. 言語報告をトライし、だめであれば、白紙に書いてもらうのがよい。面接者が書いてそれを確認するというのは危険である。

Q.4 福岡では、司法面接を少年補導職員が単独で行っているのか？

A. 代表聴取ではなく、バックスタッフ、事後のフォローを担当している。

Q.5 司法面接後に児童職員に開示したときにどう対応すればよいか？

A. 話し出したらあまり質問せずに録音なり記録をとっておくように依頼しておくのがよい。